

湯河原町風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 2 月 /3 日

湯河原町長

富田 幸宏

湯河原町条例第 6 号

湯河原町風致地区条例の一部を改正する条例

湯河原町風致地区条例（平成26年湯河原町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第21号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。